

時間外労働の上限規制に関する声明

～今こそ過労死・過労自死の根絶に向けた真摯な取組を～

2017（平成29）年3月6日

神奈川労働弁護団

会長 弁護士 福田 護

- 1 長時間労働による労働者の過労死・過労自死は、日本社会が数十年来克服することができないでいる深刻な社会問題である。

長時間労働は、これまでも数多くの労働者の命と健康を奪い、その家族から温かい団らんの時間と幸福な生活を奪ってきたのであり、長時間労働による労働者の過労死・過労自死を日本の社会から根絶するという強い決意を、今こそ社会全体で共有する必要がある。

- 2 報道によれば、政府は、現在、労働基準法を改正し、罰則を伴う形で時間外労働の上限を月45時間、年360時間と設定する方針を示している。このような政策の方向性には、私たちも大いに賛同するところである。

他方で、政府は、繁忙期に対応するため6か月は例外を設け、月最大100時間、2か月平均80時間の時間外労働を認めることを検討しており、日本経済団体連合会がこれに賛同している。

月100時間、2か月平均80時間という時間外労働は、厚生労働省が定めている「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」（平成13年12月12日基発第1063号）において設定されている、いわゆる「過労死ライン」に該当するものである。政府や日本経済団体連合会のこのような例外を認める方針は、過労死・過労自死の根絶という時間外労働の上限規制を設定する意義を骨抜きにするに等しく、到底、容認できない。

- 3 これまでも、裁判所の判決において、月95時間分の時間外労働を義務付ける定額時間外手当の合意の効力が争われた事件で、「このような長時間の時間外労働を義務付けることは、使用者の業務運営に配慮しながらも労働者の生活と仕事を調和させようとする労基法36条の規定を無意味なものとするばかり

りでなく、安全配慮義務に違反し、公序良俗に反するおそれさえあるというべきである」との判断（札幌高裁平成24年10月19日判決）や、月83時間分のみなし残業手当の効力が争われた事件で、「月83時間の残業は、36協定で定めることができる労働時間の上限の月45時間の2倍近い長時間であり」「相当な長時間労働を強いる根拠となるものであって、公序良俗に違反するといわざるを得ず」との判断（岐阜地裁平成27年10月22日判決）が示されている。

このように、月95時間や月83時間の時間外労働でさえ、使用者の安全配慮義務に違反し、公序良俗に反するとされていることからすれば、月100時間、2か月平均80時間の時間外労働を認めることに全く正当性を見出すことはできない。

- 4 以上のことから、神奈川労働弁護団は、時間外労働の上限規制に月100時間、2か月平均80時間という例外を設けることに断固として反対するとともに、労働組合や過労死家族などの悲願である、罰則を伴う形での時間外労働の上限を設定する労働基準法の改正を速やかに行うことを強く求めるものである。

同時に、全ての労働問題に関わる関係者のみならず、日本社会全体が、長時間労働による労働者の過労死・過労自死を生んできた事実を我が事と捉え、長時間労働による過労死・過労自死の根絶に向けた真摯な取組を進めることを切望するとともに、当弁護団も全力で過労死・過労自死の根絶に向けて取り組むことを決意する。

以上